

親 睦 会 支 援 規 程

第1条（目 的）

この規程は、一般社団法人雄飛会（以下「本会」という）の定款第3条、第4条の定める目的、事業に関し、会員相互の親睦を図る各種の会合やイベント（以下「親睦会等」という。）に対する支援に関して必要な事項を定める。

第2条（対 象）

支援対象となる親睦会等は、次の（１）を満たし、かつ（２）・（３）のいずれかに該当する団体とする。

- （１）正会員が主催し、かつ正会員が１０名以上参加する団体とする。
- （２）卒業学部・学科・クラス・ゼミ・クラブ・サークル等で構成する団体、共通の地域または、職域で構成する団体とする。
- （３）その他、本会に深く貢献された方の祝賀会等、或いは母校の興隆進展に深く寄与する親睦会等

第3条（条 件）

支援は、年度内に１回限りとし、同一団体での重複申請を不可とする。

- ２．親睦会支援金を申請する団体は、次に定める書類を提出し、親睦会団体を登録しなければならない。
 - （１）親睦会団体登録申請書
 - （２）代表者（申請者）の本人確認書類（写し）
 - （３）親睦会団体会員名簿
- ３．親睦会支援金申請にあたっては、次に定める書類を提出しなければならない。
 - （１）親睦会支援金申請書（以下、「申請書」という）
 - （２）親睦会支援金交付申請書
 - （３）参加者名簿
 - （４）証憑書類
 - （５）参加者全員の顔が写った集合写真
 - （６）親睦会等開催報告書（以下、「報告書」という）
- ４．本会の会報及びホームページ等に、申請書等に記載の団体名、集合写真、報告書を掲載することについて参加者全員に同意を得ているものとする。
- ５．支援金は、支援対象事業の目的以外に使用してはならない。また、支援金の使途は、参加者全員に周知する。

第4条（金 額）

支援金額は、参加者（正会員）１名につき２,０００円とし、１００,０００円を上限とする。但し、別団体であっても、同一人物に対しては年度内に１回限りとし、重複して支援は行わない。

- ２．予算内での支援となるため、予算執行状況によっては、支援申請受付を年度途中で打ち切る事がある。

第5条（申 請）

申請書等を、開催3ヶ月前から1ヶ月前までに郵送またはメール（但し、いずれの場合も代表者の印を捺印した印影があること）にて同窓会事務局宛に提出する。

2. 申請内容を組織支援部にて審査し、その結果を代表者（申請者）にメールにて通知する。

第6条（報 告）

代表者（申請者）は、親睦会等の開催後1ヶ月以内に報告書等を提出する。なお、期限内に報告書等の提出ない場合は、支援金の支給決定を取り消す場合がある。

第7条（支 給）

支援金の支給は、提出された申請書、報告書等により支援金額を決定し、報告書の提出日の翌月末までに代表者（申請者）が指定する代表者（申請者）名義の金融機開口座への振込によって行う。

第8条（留意事項）

- （1）親睦会開催にあたっては、代議員または同窓会事務局が取材で訪問することがある。
- （2）なりすましの防止や個人情報保護のため、同窓会事務局から電話等による本人確認を行う場合がある。
- （3）親睦会の企画、実施についての責任は主催者側が負うものとする。
- （4）親睦会団体の代表者、団体会員に変更があった場合や、改編・解散の場合は速やかに同窓会事務局へ連絡するものとする。

第10条（改 廃）

この規程の改廃は、理事会の承認を得なければならない。

附 則

1. この規程は、令和8年4月1日から施行する。